

横浜市開発審査会会議録		
日時	平成29年10月16日（月）午後2時から午後3時30分まで	
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室	
出席者	委員	吉川 知恵子 会長 浜野 四郎 委員 原田 満 委員 平本 光男 委員 玉野 直美 委員 根岸 宏文 委員
	幹事等	幹事
		議題提案課等
	事務局	鈴木 建築局 建築監察部長 小島 建築局 建築監察部 法務課長 村上 建築局 建築監察部 法務課 審査係長 建築局 建築監察部 法務課 岡野、石井
欠席者	委員	坂倉 徹 委員
	幹事	奥山 環境創造局 環境保全部 環境管理課長 足立 都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課 担当課長 内田 道路局 河川部 河川計画課長
開催形態	第1号議案、許可処分及び協議報告、並びにその他 公開 第2号議案 非公開	
傍聴人	なし	

<p>議題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第23号） 市街化調整区域内（旭区矢指町1837番ほか）において墓園付属建築物を建築すること。 2 第2号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号） 市街化調整区域内（都筑区勝田町）において分家住宅を一般住宅に用途変更すること。 3 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市開発審査会提案基準の一部改定について (2) 前回（平成29年9月11日定例会）の会議録の確認
<p>決定事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案及び第2号議案は、「可」 2 その他(2)は、「了承」
<p>議事</p>	<p>※ 第2号議案の審議については、「非公開」とする旨決定される。なお、第2号議案については、傍聴人及び幹事は退席。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1号議案（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第23号） （提案課） ※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明 <p>（委員）No. 3 土地利用計画図を見ると、申請地の北側にある道路の下川井126号線の幅員が記載されていないが、幅員は何メートルか。 （提案課）幅員は4.5メートルである。</p> <p>（委員）No. 4 平面図を見ると、1階には車椅子用トイレが設置されるようだが、2階には設置されないのか。 （提案課）2階には設置されない。車椅子の施設利用者は1階の車椅子用トイレを利用することとなる。</p> <p>（委員）本件墓地の規模を考えると、施設利用者数に対してトイレの設置数が少ないのではないか。一般的な霊園と比べるとどうか。 （提案課）横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例では、墳墓数に対し5パーセント以上の自動車を収容できる駐車場を設置しなければならないとの規定はあるが、トイレの設置数についての規定はない。トイレの設置数をどの程度にするかは申請者が判断している事項である。</p> <p>（委員）No. 6 公図写しにおいて、1840-3の筆の所有者は誰か。道路状空地と</p>

議事

なっているのか。
(提案課) 1840-3の筆の所有者は横浜市であり、公道となっている。

「可」とされる。

2 第2号議案(都市計画法施行令第36条第1項第3号ホの審議…開発審査会提案基準第24号)

(提案課)

※ 提案理由、申請者、申請地、建築物の概要、提案内容、その他必要な事項、形態制限等を説明

(非公開)

「可」とされる。

3 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告

(提案課)

※ 資料2にて報告

4 その他(1)

横浜市開発審査会提案基準の一部改定について

(提案課)

※ 資料3にて説明

(委員) 提案基準第4号第1項に規定される「本家で生まれ育ち」との要件は、法令に規定されているのか。

(提案課) 法令に規定はないが、開発許可制度運用指針において「当該世帯の世帯構成員の生活権を保障する趣旨である」と記載されており、世帯構成員とは、その世帯で生まれ育つ者であるとの考えで、提案基準第4号が設けられた当初からの要件である。

(委員) 提案基準第4号の「農家等」の「等」には、農家の他に何が含まれるのか。

(提案課) 非農家が含まれる。非農家の基準であった提案基準第17号を、農家の基準である提案基準第4号に昭和62年に統合したためである。他の自治体では、市街化調整区域となる前から市街化調整区域に居住している者と規定している場合もある。

(委員) 本家の世帯主の孫は、必ずしも本家で生まれ育つとは言えないのではないか。もし「本家で生まれ育ち」の要件を改定により削除してしまうと、そのような孫も許可を受けることが可能となるため、従来よりも許可を受け

議事	<p>られる者の範囲が広がってしまうのではないか。 (提案課) 本日の委員の意見を踏まえて検討し、次回の審査会で具体的な改定案を示すこととする。</p> <p>5 その他(2) 前回(平成29年9月11日定例会)の会議録の確認</p> <p>「了承」とされる。</p>
資料	<p>1 許可申請概要書(第1号議案及び第2号議案) 2 開発審査会包括承認に関する許可処分及び協議報告書 3 横浜市開発審査会提案基準の一部改定について 4 前回(平成29年9月11日定例会)の会議録</p>
特記事項	なし

※本会議録は、平成29年11月20日、各委員に確認を得、確定しました。